平成２４年（フ）第２１号
宮城県石巻市蛇田字新金沼192―１　スプリング・ビック・ユー101号室
債務者　武山さよ子
１　決定年月日時　平成24年５月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
宮城県石巻市貞山１丁目10番12号　庄司ハイツ103号、前住所宮城県石巻市丸井戸２丁目１番３号
債務者　橋本　豊子（旧姓大友）
１　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
山形県南陽市宮内1155番地　和泉町貸家Ａ棟、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1461番地８
債務者　木口　克俊
１　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１３６号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番12号　県営前山団地２号棟303
債務者　久保田明美
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４１号
埼玉県深谷市瀬山528番地１
債務者　藤野　良平
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５６号
埼玉県深谷市大谷2281番地３
債務者　佐藤　弥史
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８号
埼玉県秩父市大野原3340番地５
債務者　河野　貞子
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
岐阜県恵那市大井町1087番地１
債務者　山田　亜紀
１　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６４７号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目９番10号　リバパレス鶴舞410号
債務者　竹内　友美
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４８号
名古屋市緑区亀が洞２丁目117番地　レセンテ鶴が沢Ⅱ102号
債務者　西尾　和浩
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７号
兵庫県加古川市神野町西条1545―１　財団法人甲南病院加古川病院、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目12番13号
債務者　上杉　昌代
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８３号
兵庫県姫路市御国野町深志野85番地４
債務者　林　　晴美
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市御立西３丁目14番２号
債務者　木下　典子
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９０号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目24番地
債務者　藪　　早苗
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９６号
広島市南区向洋大原町22番14―102号
債務者　永井小百合
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１号
広島市東区東蟹屋町４番２―301号　桑原ビル
債務者　石田由紀子
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
広島市安芸区矢野西５丁目６番25―202号
債務者　上川　美紀（旧姓濵）
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部